



平成18年4月24日

各 位

会社名 シロキ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 伊地知 舜一郎
(コード番号 7243 東証・名証第1部)
問合せ先 総務部 主査 眞野 成人
(TEL 0533-93-1233)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年4月24日開催の取締役会において、定款の一部変更に際し、平成18年6月下旬開催予定の第89回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されることに伴い、現行定款第4条(公告の方法)について、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を明確にするため、所要の変更を行うほか、会社法に基づく必要な規定の加除・修正、条文の移設、条数の変更ならびに字句の整備、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 実施期日

平成18年6月下旬開催の第89回定時株主総会において、付議承認後、効力が発生するものといたします。

以 上

【別 紙】

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(会社が発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、2 億株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合はこれに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、1,000株とする。 <u>当社は 1 単元未満の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(名義書換代理人) 第 8 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買い取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、2 億株とする。 (削 除)</p> <p>(自己の株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (第8条2項に移設)</p> <p>(株券の発行) 第 8 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買い取り、その他株式および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買い取り、その他株式に関する取り扱いならびにその手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもってその決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項のほか必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。 株主総会は東京都内において開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(議長)</p> <p>第12条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。 ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買い取り、その他株式または新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">(第3章に移設)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。 (削除)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p>
<p>(決議)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p>(決議)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) 第14条 株主またはその法定代理人は、<u>議決権を有する出席株主に委任してその議決権を行使することができる。この場合には、代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。</u> <u>前項の代理人は1人に限る。</u></p> <p>(議事録) 第15条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、<u>議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名してこれを当会社に保存する。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(選 任) 第17条 取締役を選任する株主総会には総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。 <u>前項の選任決議は累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(議決権の代理行使) 第15条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。</u> (削 除)</p> <p>(議事録) 第16条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびに<u>その他法令に定める事項を、議事録に記載または記録し、これを当会社に保存する。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置) 第17条 <u>当社は取締役会を置く。</u></p> <p>(選 任) 第19条 取締役を選任する株主総会には、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>前項の選任決議は累積投票によらないものとする。</u></p>
<p>(任 期) 第18条 取締役の任期は、<u>その就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠または増員により選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期と同時に終了する。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(選 任) 第25条 監査役を選任する株主総会には、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。</u></p>	<p>(任 期) 第20条 取締役の任期は、<u>その選任後1年内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> (削 除)</p> <p>(取締役の報酬等) 第24条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第28条 <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(選 任) 第30条 監査役を選任する株主総会には、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第26条 監査役の任期は、その就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第27条 監査役はその互選によって常勤の監査役を定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任 期) 第31条 監査役の任期は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役の報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第37条 当社は会計監査人を置く。</p> <p>(選 任) 第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任 期) 第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれを監査役会の同意を得て定める。</p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第30条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、事業年度末に決算を行う。</p> <p>(利益配当金) 第31条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者に支払う。</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(期末配当金) 第42条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者に対し、<u>商法293条ノ5の規定に従い、金銭の分配</u>(以下中間配当という。)をすることができる。</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法454条第5項の規定に従い、剰余金の配当</u>(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p>
<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第33条 <u>利益配当金または中間配当金は、その支払開始日から満3年を経過したときは、</u>当社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第44条 <u>期末配当金および中間配当金が、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、</u>当社はその支払の義務を免れる。 <u>未払いの配当金には利息をつけない。</u></p>